

平成31年度都区財政調整協議まとまる ～交付金総額増 約592億円(5.8%)～

財調協議の概要

◆協議の特徴

昨年の12月3日から始まった平成31年度都区財政調整協議は、本年1月30日(水)の都区協議会において都区合意に至りました。

今回の協議は、「平成31年度税制改正大綱」により、地方法人課税の偏在是正を名目とした不合理な改正の実施が決定されるなど、引き続き都区を取り巻く財政環境が厳しい中での協議となりました。

今年度も都区間の財源配分を見直すべき事由が生じていないことから、現行の配分割合のもとでの協議となり、児童相談所関連経費、幼児教育無償化への対応、公共施設の改築需要集中期への対応、行政系人事制度改正に伴う対応などが、協議の中心となりました。

区側は、現在の社会経済状況に応じた対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、新規・充実の提案に加え、改善・縮減項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

協議の結果、待機児童解消緊急対策対応経費や投資的経費に係る工事単価の見直しについて都区の認識を一致させることができず、昨年度に引き続き暫定的な整理をすることとなったほか、一部の課題については協議が整いませんでした。一方で、水害対策経費、防災市民組織育成費(防災用資器

材)、災害用食料の備蓄(避難所用)などの防災対策経費、住民基本台帳整備費・賦課徴収費など、23区間で主体的に調整して提案した事項については、相当程度反映することとなりました。

引き続きの課題である特別交付金の割合の見直しや調整税減収時の補填対策、都市計画交付金の見直しなどについては、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはなりません。これらの課題については、来年度以降引き続き協議を行い、解決を目指していくこととなります。

また、児童相談所関連経費については、区側から、平成32年度の開設を予定している区の政令指定申請が間近に迫っているため、関連経費の財調上の取り扱いを今年

度の協議で明確にすることが必須であることなどを主張した上で、関連経費を基準財政需要額に算定し、その規模に応じて都区間の配分割合を変更すること、準備経費を特別交付金で全額算定することを提案しました。協議の結果、児童相談所設置区として政令指定された場合の役割分担の変更については認識が一致したものの、法解釈上、当然であるはずの基準財政需要額への算入について、都側は「慎重に検討する必要がある」等として、議論を前進させることができませんでした。なお、本件については、来年度、基準財政需要額への算定など具体的な対応が必要となります。

表1 平成31年度当初フレームにおける協議課題の整理

1. 新規算定	17項目
○行政評価事務費	○水害対策経費
○職員昇任選考費	○財産管理費(施設保全・宮積算システム)
○区立施設定期点検調査費(外壁点検)	
○区立施設定期点検調査費(フロア排出口検)	
○地域福祉計画策定経費	
○待機児童解消緊急対策対応経費(認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費)	
○新生児聴覚検査費	○公害保健対策費(ダイオキシン類測定委託)
○空き家対策等事業費	
○【態容補正】中心地区まちづくり調整業務費	
○【投資・態容補正】まちづくり事業費(鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業費)	
○【小・中学校費】学校運営費(調理従事者ノロウイルス検査)	
○部活動大会参加費等助成経費	
○スポーツ推進計画策定経費	
○学校等情報配信システム関連経費【議会総務費】【民生費】【教育費】	
2. 算定改善等	29項目
<算定充実>	13項目
○防災市民組織育成費(防災用資器材)	
○住民基本台帳整備費・賦課徴収費	
○障害者就労支援事業費	○老人福祉施設入所措置費
○区立保育所管理運営費(管理運営委託(委託施設))	
○健康相談事業費	○予防接種費(B型肝炎)
○母子歯科健康診査費	○公衆浴場助成事業費
○労働総務費(高齢者就労対策事業助成金)	
○都市景観づくり事業費	○街路灯維持補修費
○教育相談事業費(スクールソーシャルワーカー報酬)	
<事業費の見直し>	4項目
○【態容補正】勤労福祉会館管理運営費	
○住宅対策費(特定優良賃貸住宅家賃対策補助)	
○土木自動車整備費	
○【投資・態容補正】沿道環境整備事業	
<算定方法の改善等>	12項目
○【態容補正】議会運営費	○災害用食料の備蓄(避難所用)
○認証保育所運営費等事業費	
○国民健康保険事業助成費	○放置自転車等対策事業費
○私道整備助成金(排水設備工事)	
○【投資】公園費の見直し	
○【小・中学校費】要保護準要保護児童・生徒就学援助費	
○【経常・投資・中学校費】特別支援学級等運営費	
○【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(建築工事)	
○【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(土木工事)	
○行政系人事制度改正に伴う対応	
3. その他	1項目
○公共施設改築工事費の臨時的算定	

平成31年度財調フレーム協議

◆財源見通し

財調交付金の財源となる調整税は、1兆9559億円、今年度と比べ、1015億円、5・5%の増となりました。

財調交付金総額は、過去最大の1兆820億円、今年度と比べ592億円、5・8%の増となりました。

基準財政収入額は、地方消費税交付金などは減となるものの、特別区民税の増などにより、1兆1653億円、今年度と比べ、338億円、3・0%の増となりました。

基準財政需要額は、各区の実績を踏まえた算定項目の充実や改善を行った結果、2兆1932億円、今年度と比べ、900億円、4・3%の増となりました。

◆主な課題の協議結果

個別の課題については、以下のような協議が行われました。

○幼児教育無償化への対応

消費税率引上げによる財源を活用した国の幼児教育無償化の方針を受け、算定に反映することを提案しましたが、その後、初年度の地方負担分は全額、国費で措置することとされたことから、次年度改めて検討する項目として整理しました。

○改築需要集中期への対応

今後20年の公共施設の改築需要が財調算定を大きく超過することから、改築経費の充実を提案しましたが、都は、臨時分を含めた過

去の算定により対応は図られていないと主張し、見解が一致しませんでした。

一方で、実態として財調の年度事業量を上回る膨大な改築需要が存在すること、また、災害対策の観点からも、老朽化対策が必要であることについては認識が一致し、「財源を踏まえた対応」として、臨時的に算定を充実していくこととしました。

○行政系人事制度改正に伴う対応
平成30年度に実施した行政系人事制度改正に伴い、標準給の算定を改めることを提案し、実態に基づく算定とすることとして昇給昇格モデルを見直しました。

なお、普通交付金の財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を行うこととなりました。

平成30年度財調再調整協議

市町村民税法人分の増などにより、追加需要算定可能額は最終的に707億円となりました。

協議の結果、首都直下地震等に対する防災・減災対策として、「地震等により倒壊の危険性があるブロック塀の点検・撤去等に係る経費」、「災害用食料備蓄や防災用資器材の充実、水害ハザードマップ印刷や水防訓練に係る経費」及び「災害時に避難場所等となる公共施設の改築需要に係る経費」の追加算定が行われることとなりました。

表2

平成31年度都区財政調整（フレーム対比）

（単位：百万円、%）

区 分		平成31年度 当初見込 ア	平成30年度 当初見込 イ	差引増△減 ウ=ア-イ	増 減 率 エ=ウ/イ
調整税	固 定 資 産 税	1,267,478	1,230,907	36,571	3.0
	市 町 村 民 税 法 人 分	688,436	623,550	64,886	10.4
	特 別 土 地 保 有 税	10	10	0	0.0
	計 (A)	1,955,924	1,854,467	101,457	5.5
(A) × 55%		1,075,758	1,019,957	55,801	5.5
交付額	精 算 分	6,217	2,820	3,397	-
	交 付 金 総 額 (B)	1,081,975	1,022,777	59,198	5.8
	普通交付金分 (B) × 95%	1,027,877	971,638	56,239	5.8
基準財政収入額 (C)		1,165,313	1,131,526	33,787	3.0
内 訳	特 別 区 民 税	877,799	843,500	34,299	4.1
	地 方 消 費 税 交 付 金	165,603	167,533	△ 1,930	△ 1.2
	地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額	11,310	11,442	△ 132	△ 1.2
	そ の 他	110,601	109,051	1,550	1.4
基準財政需要額 (D)		2,193,190	2,103,164	90,026	4.3
内 訳	経 常 的 経 費	1,839,990	1,877,363	△ 37,373	△ 2.0
	投 資 的 経 費	353,200	225,801	127,399	56.4
差 引 (D-C)		1,027,877	971,638	56,239	5.8

第2回都区協議会

以上の協議結果を踏まえ、1月30日(水)に開催された都区協議会において、最終的に合意されました。会議の席上、区側委員を代表して西川太一郎特別区長会会長が発言した内容は表3のとおりです。都区協議会の詳細については、左記ホームページにて、録画映像の視聴が可能です。

<https://www.youtube.com/watch?v=6llhpAIVCfA>

(特別区長会事務局)

表3 都区協議会における特別区長会会長発言要旨

今年度の都区財政調整協議は、平成31年度税制改正において、「都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展する」という名目のもと、地方法人課税の更なる見直しが行われるなど、引き続き都区を取り巻く財政環境が厳しい中で協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55%のもとでの対策を講ずるべく協議に臨んだ。

協議の結果、首都直下型地震など大規模災害への備えという視点から提案を行った、水害対策経費や災害用食料の備蓄など、区側提案の多くが反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々ある。

特別交付金の割合の引下げや、調整税の減収補填対策、都市計画交付金の改善については、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非、前向きな対応をお願いする。

また、児童相談所関連経費については、平成32年度の開設を予定している区の政令指定申請が間近に迫っており、その他の区も、開設に向けて準備を進めているところであるが、今回の協議では、関連経費の財調上の取扱いについて、議論を前進させることができなかった。

協議の中でも申し上げたとおり、特別区が児童相談所設置市として政令指定を受けた際の所要経費は、当然に、財調の算定内容に反映されなければならないと考えている。

来年度の協議では、基準財政需要額への算定など、具体的な提案を行うこととなる。特別区における、児童相談所の開設準備及び運営が円滑に進むよう、是非とも前向きな対応をお願いしたい。

来年に迫った東京2020オリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している状況である。都と特別区がこれまで以上に連携を深め、取り組んでいかなければならないと考えている。

940万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。



平成30年度第2回都区協議会 (平成31年1月30日)

東京都知事と特別区長との意見交換会が開催されました

東京都知事と特別区長との意見交換会が1月30日(水)、都区協議会に引き続き東京都庁で開催されました。

「東京のさらなる成長に向けた取組」をテーマに公開で実施された意見交換会には、西川太一郎会長(荒川区長)をはじめ18区長(うち1区は副区長)が参加しました。

冒頭に西川会長から、山積する課題の解決には、都区が緊密に連携していく必要がある、その前提として忌憚のない活発な意見交換が必要だと述べました。そして、政令指定が目前となっている児童相談所設置にかかる支援、都区協働による児童相談体制の強化、また、都区のあり

方検討委員会の再開、都市計画事業のあり方に関する協議の場の設置について、東京のさらなる成長のために連携して取り組むべき重点課題として前向きな対応を要請しました。これに引き続き、参加各区长から知事に対し、直面している様々な課題への意見や提案について発言しまし

た。これに対し知事から考えが示されるとともに、今後真摯に対応すること、みんなが輝ける東京づくりを共に進めたいとの発言がありました。

意見交換会の詳細については、左記ホームページに、録画映像及び会議録が掲載されています。

録画映像
<https://www.youtube.com/watch?v=zSDMI-IRQOU>
会議録
<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/04ikenko.ukantokubetsuku.html>
(特別区長会事務局)



平成31年度の特別区国民健康保険 基準保険料率が決まりました

特別区長会は、平成31年2月の総会で、統一保険料方式による平成31年度の基準保険料率を策定しました。

○経緯

国民健康保険については、区市町村単位で運営されてきましたが、平成30年度から、都道府県も財政運営の責任主体として加わり、都道府県単位での広域的な運用が行われるようになりました。

この結果、都道府県が保険給付に必要な費用を区市町村に交付し、区市町村が被保険者から必要な保険料を徴収して、都道府県が定める納付金を都道府県に納めるしくみとなりました。

特別区では、従来、同じ所得、同じ世帯構成であれば各区とも同じ保険料となるよう統一的な調整を行ってきましたが、制度の切り替えに伴い、平成29年11月の特別区長会で、「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。」という方針を申し合わせました。

平成31年度の対応

○賦課総額

都が示す納付金等をもとに保険料として賦課する総額を設定して

保険料率を算定することとなりませんが、円滑な制度移行を図るため、平成30年度は、納付金の全額ではなく、94%分を保険料に反映することとし、以後6年間を目標に、この割合を1%ずつ引上げ、法定外繰入を段階的に縮減する激変緩和措置を講じることとしました。

平成31年度は、この考え方に基き、納付金の95%を保険料に反映することとしました。

○賦課割合

保険料は、所得に応じて賦課する「所得割」と、被保険者全員に等しく賦課する「均等割」で構成され、その割合を「賦課割合」といいます。賦課割合は、負担の公平の観点から比率の均衡が求められます。

従前は、区市町村ごとに50対50を目指すこととされていましたが、改正後は、全国での賦課割合を50対50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合とすることが原則となりました。

平成31年度は、特別区の区域全体で平成30年度と同じ58対42となりましたので、この割合を用いることとしました。なお、介護納付金分については、均等割額を据え置くこととし、賦課割合を54対46としました。

○賦課限度額等の変更

国の方針に従い、賦課限度額を

引上げるほか、均等割額を軽減する所得基準額を引上げ、中間所得層や低所得層の負担を軽減することとしました。

○基準保険料率

以上の考え方で算定した結果、平成31年度の被保険者の医療費に係る「基礎分」と後期高齢者医療制度に拠出する「後期高齢者支援金分」の所得割料率及び均等割額、また介護保険の第2号被保険者の保険料を納付する「介護納付金分」の均等割は下表のとおりとなりました。

なお、介護納付金分の所得割料率は各区において設定することとしています。

(特別区長会事務局)

特別区国民健康保険基準保険料率等（平成31年度と30年度の比較）

	31年度	内訳		30年度	内訳		対前年度増減
		基礎分	支援金分		基礎分	支援金分	
基礎分・後期高齢者支援金分	一般被保険者数	2,031千人		2,151千人		120千人減	
	賦課総額	2,543億円		2,624億円		81億円減	
	賦課割合（所得割：均等割）	58：42		58：42		30年度と同割合	
	所得割料率	9.49%		9.54%		0.05ポイント減	
	均等割額（年額）	52,200円		51,000円		1,200円増	
	1人当たり保険料（年額）	125,174円	基礎分	39,900円	基礎分	39,000円	3,186円増
			支援金分	12,300円	支援金分	12,000円	
	賦課限度額	800,000円	基礎分	95,640円	基礎分	93,287円	30,000円増
			支援金分	29,534円	支援金分	28,701円	
			基礎分	610,000円	基礎分	580,000円	30年度と同額
支援金分			190,000円	支援金分	190,000円		
介護分	一般被保険者数	706千人		748千人		42千人減	
	賦課総額	237億円		246億円		9億円減	
	賦課割合（所得割：均等割）	54：46		53：47		所得割1ポイント増	
	均等割額（年額）	15,600円		15,600円		30年度と同額	
	1人当たり保険料（年額）	33,550円		32,885円		665円増	
賦課限度額	160,000円		160,000円		30年度と同額		



オール東京62市区町村共同事業 「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」 ～平成31年度事業が決定しました～



イメージキャラクター
ドングリの精「シーナ」

平成31年度の事業計画一覧

事業名	主な事業内容
①温室効果ガス標準算定手法の共有化推進	○62市区町村の温室効果ガスの排出量を算定し、その結果を公表する。 ○市区町村ごとのデータ分析を積み重ねる。
②各団体の実施する事業との連携	○みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金交付 62市区町村の実施する事業に、1市区町村100万円を限度として助成する。
③ホームページの維持管理	○HP「ECOネット東京62」を適宜更新し、オール東京62市区町村共同事業の普及・啓発に努める。
④気候変動への適応策に関する調査研究	○従来の「緩和策」に加え、各自治体が効果的に「適応策」を実施・推進できるように調査研究を行う。
⑤市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会の設置・運営	○各団体における実行計画の策定に資するための取組事例等を研究するとともに本プロジェクトの総合的なPR策を展開する。

2月6日に開催されたオール東京62市区町村共同事業推進会議において、平成31年度に実施する事業が決定されました。

この「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、平成19年度に東京都内の全62市区町村で立ち上げ、共同・連携して取り組んでお

り13年目となります。

平成31年度は、これまでの事業の検証及び今後の事業の検討をもとに、国等の環境施策の動向も踏まえながら、より効果的な事業を実施していくこととしています。

主な事業は次のとおりです。

●温室効果ガス標準算定手法の共有化推進

温室効果ガス排出量は、各自治体における地球温暖化防止に関する環境関係の計画策定や地球温暖化防止に関する諸施策を実施する上で、必要不可欠な基礎データです。

本事業にて開発した標準算定手法に基づき、62市区町村の温室効果ガスの排出量を算定し、その結果を公表します。

●気候変動への適応策に関する調査研究

近年、極端な気温上昇や、多発する集中豪雨により、全国各地で甚大な被害が生じています。このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して、これらの問題を受け入れた上で対応を考える「適応策」の検討が求められています。

気候変動の影響や早急に対応を要する分野は、地域特性等により大きく異なるため、基礎自治体において主体的に適応策を検討し、取り組むことが重要となります。

本研究では、専門家の知見も共有しながら、研究会・見学会の開催、先進自治体への事例視察、個別相談会の開催など、自治体単独または共同の「適応計画」を策定するための取り組みを行い、各自

治体へ研究面から支援を行います。

●市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会の設置・運営

2015年12月のパリ協定の採択を受けて、国や東京都において策定された計画における温室効果ガス排出量の削減目標は極めて厳しく、各自治体においても、より一層の実効性ある対策が求められています。

そのため、各自治体が掲げようとする削減目標を現実的に達成する手法について、東京62市区町村が共有し、各自治体が採用できる具体的な方策を共同して研究・検討できる「場」として「市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会」を設置しています。

事業2年目となる平成31年度は、専門家、実践者による講演などを引き続き開催するとともに、平成30年度の調査により得た民間事業者等における市民協働のニーズを具体化し、62市区町村における手法の研究を進めます。また、PR・普及啓発の実証事業を実施し、各自治体における普及啓発手法の効果的な方策を深めていきます。

みどり東京・温暖化防止プロジェクトホームページ「ECOネット東京62」<http://all62.jp/>

(特別区長会事務局・特別区協議会事業部)

全国市長会要望事項 特別区長会案まとまる

全国市長会要望の 取りまとめ

国の施策及び予算に関する特別区長会の要望は、特別区特有の課題を除き、全国市長会を通じて要望することとし、毎年要望事項を取りまとめられています。

2020年度に向けた要望については、副区長会から下命を受けた企画・財政担当部長会が、各区から提出された要望事項の中から、表のとおり「ゴシックは新規事項」、23事項を選定し、2月15日の区長会総会で了承されました。

今後の予定

今回取りまとめた特別区長会案は、今後、東京都市長会の要望事項と調整し、東京都市長会案として東京都市長会総会に諮られる予定です。

その後、全国市長会関東支部総会を経て、6月の全国市長会議で全国市長会要望事項として決定され、要望活動が行われることとなります。

(特別区長会事務局)

要望事項と概要

1 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について		
(1)	地方分権改革の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たせる改革を早期に完成させること。 ・地方自治体間における財政力格差の是正については、国から地方への税源移譲など、地方財源拡充の観点から見直しを図ること。 ・地域の実情に見合った実質的な税源の移譲を行うこと。 ・国の責任において措置すべきものは全額国が措置し、地方に負担を転嫁せず、地方に超過負担が生じないようにすること。 ・ふるさと納税ワンストップ特例制度については、所得税相当分を国において財政措置すること。 ・法人実効税率の引き下げに際しては、国の責任において確実な代替財源を確保すること。
(2)	地方交付税について	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏特有の行政需要について、都市自治体の実態を適正に基準財政需要額に反映させること。
(3)	中小企業対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村が実施する中小企業支援事業に対し、十分な財政支援を行うこと。 ・セーフティネット保証の十分な保証枠の確保、セーフティネット保証5号の的確な業種指定を行うこと。
(4)	雇用・就業対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた雇用対策を充実すること。 ・市区町村が実施する雇用就業対策に対し、十分な財政支援を行うこと。 ・働き方改革について、周知・広報・相談対応を強化し、市区町村が地域の企業に実施する事業に対し、十分な財政支援を行うこと。
(5)	社会保障・税番号制度の運用について	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・税番号制度の運用に関する全ての経費を全額国庫負担すること。 ・サービスの拡充について、自治体の予算編成や窓口対応準備に必要な期間を十分考慮し、情報提供すること。 ・国民に負担が生じない、利便性の高い活用施策に積極的に取り組むことにより、マイナンバーカードの普及促進を図ること。
(6)	国有地の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・国有地の優先的使用や売却・貸付にあたっての負担軽減を行うこと。
(7)	外国人労働者受け入れ拡大に伴う環境整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の新設に伴い、外国人労働者とその家族が経済的に困窮した場合に、現行の生活保護制度の準用ではなく、国において対応を検討すること。 ・医療・福祉等の社会保障制度について、適切に法整備をするとともに、財政支援を行うこと。 ・多言語による情報提供等の対応が必要ため、リーフレット作成や通訳派遣制度の充実を図ること。 ・日本語学習支援、子どもの教育環境整備について、財政支援を行うこと。 ・適正な就業環境が提供されるよう、企業に対し積極的な指導・監督を行うこと。
2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について		
(1)	国民健康保険制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の子どもに係る保険料、多子世帯に対する保険料負担を軽減する支援制度を創設すること。 ・外国人の資格の適正な管理、国外において発生した事由に基づく出産育児一時金等、保険料給付事業の適正な執行が行えるよう、制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じること。
(2)	介護保険制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。 ・地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の確保及び定着に向けた取組を強化すること。
(3)	子育て支援策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費助成制度を創設し、0歳児から義務教育就学児までを助成対象とすること。 ・待機児童問題の解消のため、企業における育児休業取得の推進等労働政策の観点からの方策を強化すること。 ・保育士等の子育て支援に必要な人材確保及び定着化を推進するため、国において処遇改善に要する財源を確保すること。特に保育士等宿舍借り上げ支援事業への補助については、充実して継続すること。 ・子育て世代の経済的負担軽減及び貧困の世代間連鎖解消に向け、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等に係る財政措置を充実するとともに、児童扶養手当を拡充すること。
(4)	障害者福祉施策について	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村が「障害者総合支援法」に基づく事業を安定的に運営できるよう、早期の情報提供を行うとともに、市区町村の超過負担が生じないよう必要な財源を確保すること。 ・医療的ケア児等の受け入れ施設の運営の安定化のため、基本報酬、欠席時加算制度の更なる充実をはかること。

(5)	生活保護、低所得者対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の生活保護費の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めた必要な経費は、全額国庫負担とすること。 ・ 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、自治体が負担している人件費や事務費等も含めた必要な経費は全額国庫負担とすること。 ・ 生活保護適正実施推進事業や自立支援プログラム策定実施推進事業等の生活保護制度を補完する事業を継続的に実施できるよう全額国庫補助とすること。
(6)	周産期医療体制等の充実強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産科医・小児科医等の計画的な育成や確保に関する実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。 ・ 地域の実情に応じたNICU（新生児集中治療施設）等の整備を進めるとともに、地域と高次医療施設の連携による周産期医療ネットワークの整備・充実を図ること。
(7)	予防接種について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の予防接種も含め、国の責任において財源を地方交付税によらずに全額保障する措置を講じること。
(8)	不妊症及び不育症について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊症・不育症治療の保険適用を拡大すること。
3 都市基盤及び災害対策の充実強化について		
(1)	道路・街路等の整備促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち遅れている三環状道路等のネットワークを早期に実現するため、都市計画道路等の整備状況を踏まえ、国は安定的かつ十分な財源を確保し、着実に事業を実施すること。 ・ 電線類の地中化の推進のため、補助制度の充実等、財政的な支援を行うこと。
(2)	交通・輸送対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続立体交差事業の早期実現に向けて、採択基準の緩和及び地域の実情に応じた財政措置を講じること。 ・ 「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトと位置づけられた路線について、早期実現を図るため、支援策を充実すること。
(3)	災害対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者対策を実施する事業者への支援拡充や備蓄物資確保等の区独自の取組に対する財政措置を講じるとともに、一時滞在施設における事故等については、国が補償する姿勢を明確化すること。 ・ 大規模水害時における、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的行うための体制を早期に整備すること。 ・ 建築物の液状化被害を減少させるため、建築確認時に基礎・地盤説明書の添付義務化等により、液状化対策の重要性を広く周知すること。
4 生活環境の整備促進について		
(1)	廃棄物処理対策の強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が主体となるリサイクルシステムを確立し、事業者の応分の費用負担を明確化すること。
(2)	地球温暖化防止対策の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力システム改革においては、地球温暖化防止対策や再生可能エネルギー普及の視点を持った制度設計を行うこと。 ・ 再生可能エネルギーの導入促進に係る地方と都市間の連携支援策を講じること。
5 教育文化行政の充実強化について		
(1)	学校教育・文化行政の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小中学校教職員の人事権及び教職員定数に関する権限について、財源と併せて移譲すること。 ・ 公立小学校における外国語教育に関わる専科教員等の適正配置を図ること。
(2)	公立学校施設の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震化・新增築・改築・改修事業を計画的に推進できるよう、国庫補助対象の拡大及び地域の実情に即した単価の見直しなど、財政支援を拡充すること。
6 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援策の充実について		
(1)	オリンピック・パラリンピック支援策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機運を醸成するための全国的なイベントを開催するとともに、自治体・商店街に対し支援を行うこと。 ・ 選手・観光客を受け入れる体制を整えるため、多言語対応標識・サイン・無料Wi-Fi等の整備に向けた支援を充実すること。 ・ 競技会場、会場周辺駅、練習会場、合宿地等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進するための支援を拡充すること。 ・ 文化プログラムの実施に際して、技術的・財政的な支援を行うこと。

**特別区長会
調査研究機構
第3回理事会結果**

「特別区長会調査研究機構（以下「機構」という。）は、平成31年2月12日（火）に第3回理事会を開催しました。今回の理事会では、平成31年度の事業計画（研究計画）及び収支計画について承認されました。

平成31年度からは、各区から提案された7つのテーマに基礎調査を加えた、あわせて8つの特別区及び地方行政に関わる課題について調査研究をスタートします。各テーマの研究プロジェクトは、学識経験者、専門家及び区職員で構成され、1年間の研究を経て、テーマごとに報告書の作成・公表を行います。

また、9名の機構顧問より機構に対して期待を寄せるメッセージをいただきました。特別区長会ホームページ内の機構のページに掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

(<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp>)

（特別区長会調査研究機構
事務局）

特別区職員研修所

「管理職昇任前研修」を実施しました

平成30年12月から平成31年1月にかけて、管理職昇任前研修を延べ5日間の日程で実施し、157名が受講しました。

通所研修（2日間）では、管理職昇任にあたり必要とされる能力の習得をねらいとした講義、ロールプレイング等を行いました。また、特別区副区長会長の鈴木勝目黒区副区長から管理職としての心構えやご自身の経験談などを交えた貴重な講話をいただきました。

宿泊研修（3日間）では、管理職に求められる「説明・交渉力」、「判断・意思決定力」、「組織・戦略、職員及び事業のマネジメント力」を習得するための講義、ロールプレイング及び事例検討等を行い、実践力の強化を図りました。本研修の研修生及び講師の感想を紹介します。

葛飾区 都市整備部
道路建設課 事業推進係長
高橋正敏（研修生）

昇任が近づくにつれて高まる不安を払拭し、管理職への第一歩を踏み出す思いで、この研修に臨みました。

通所研修では、危機管理、労使関係、議会対応等の講義を受けました。教科目「不当要求対応」の講師による模擬事例を用いたロールプレイングでは、言動に細心の注意を払い毅然とした態度で対応することの必要性を再認識しました。

宿泊研修は、美しい湘南の街並みと相模湾、そして富士山を眺望できる、素晴らしい環境の研修施設で行われました。班討議では、他の研修生の豊富な知識と経験に基づき鋭い意見に、とても刺激を受けました。交渉事例における

カリキュラム	
日程	教科目
《通所研修》会場：東京区政会館	
12月7日	危機管理 特別区における労使関係 労使関係における組合の立場
12月10日	議会対応について 不当要求対応（講義・ロールプレイング） 特別区の現状と課題 講話

カリキュラム	
日程	教科目
《宿泊研修》会場：レクトーレ葉山 湘南国際村	
1月9日 1月23日	ロールプレイング（労使交渉・住民対応）
1月10日 1月24日	ロールプレイング（労使交渉・住民対応） 管理職の意思決定（インバスケットゲーム） 職場のマネジメント（講義・演習）
1月11日 1月25日	管理職の意思決定（インバスケットゲーム） 職場のマネジメント（講義・演習） 事業のマネジメント（講義・演習）

ロールプレイングでは、管理職の立場になって意見交換を重ね、譲れない線や落としどころなどの方針を班でまとめた結果、全員の意思が一つになって組合・住民側に対応することができました。今回の研修を通じて、クラスや班の方々と区や職種

を越えた関係を築くことができました。目指すべき管理職像に向かって、全力で取り組むことを誓い合った仲間たちとの繋がりを、これからも大切にしていきたいと思えます。

最後に、講師や特別区職員研修所の方々をはじめ、お世話になった皆さまに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

特別区人事・厚生事務組合
特別区職員研修所 管理課長
日向野秀紀（講師）

研修最終日、雲間に見える富士山を背に撮ったクラスの写真には、研修生の充実した表情が映し出されました。研修初日に見られた不安感は、その写真からはもう感じられません。

通所、宿泊の延べ5日間に渡る管理職昇任前研修は、管理職への昇任を間近に控え、管理職としての自覚と心構えを培うことを主な目的としています。中でも3日間の宿泊研修は、会場を葉山の湘南国際村に移し、「ロールプレイング」、「管理職の意思決定・職場のマネジメント」と演習中心のカリキュラムとなっています。演習



通所研修

は、いずれも、提示された事例に基づき、個人研究で自身の考えを掘り下げ、班討議でメンバーと意見を調整し、クラス内で発表することの繰り返しです。演習の事例も「労使交渉」、「住民対応」や「事業のマネジメントにおける計画策定」など、まさに特別区の職場実態を踏まえた内容の濃いものとなっています。



宿泊研修

宿泊研修の最大の山場は、2日目のロールプレイングの実演です。町会長や保護者になりきった研修生の迫真の演技もあり、臨場感あふれる研修が展開されました。お互いに議論する中で、初対面でありながら、研修生同士が区を越えて打ち解け、クラスの一体感が高まっていく様子が印象的でした。研修最後のメニューは、研修生全員による決意表明です。研修生一人ひとりが、それぞれの想いを込めて、力強く、管理職としての抱負を語る姿を見て、胸が一杯になりました。このような熱い想いを持った皆さんが、管理職として活躍すれば、23区の未来は、更に元気で明るいものになると確信しています。研修生の皆さん、本当にお疲れ様でした。

（特別区職員研修所）

特別区職員研修所からのご案内

5月の研修メニューを紹介します

●トピックス研修

ステップアップ研修

「思考力・論理構築力向上」(第1回)

日時：5月14日(火)
9時～17時

- ・対 象：係長級以下の職員 メインターゲット：主任の職員
- ・内 容：①「3つの思考の罨」を学び、自分が陥りがちな傾向を学ぶ。
②「解釈」「解明」「解決」の方法を学び、演習を通じて学習する。
③相手に効果的に伝えていくための図解表現と言語化・非言語表現の要点を学習する。ほか

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット (★印)
専門研修		
戸籍 (初級) ①	5/14(火)～17(金)	初めて戸籍事務を担当する職員
医薬衛生新任実務	5/13(月)・14(火)	医務・薬事業務に従事する職務経験1年程度の職員
高齢者保健福祉	5/20(月)・28(火)	高齢者保健福祉に携わる職務経験1年程度の職員
保育・子育て①②	①5/13(月)・16(木) ②6/3(月)・7(金)	保育・子育て支援に携わる職務経験1、2年程度の職員
まちづくり (入門) ～体系・用語～	4/23(火)	まちづくり事業関連の職場に初めて配属された職員
まちづくり (特別講座)	5/14(火)	まちづくりに関連する事業を担当する職員
まちづくり (基礎I) ①②	①5/13(月) ②5/20(月)	まちづくり事業関連の職場に初めて配属された職員
区画整理	5/23(木)・24(金)	土地区画整理事業を担当する職務経験1年程度の職員
建築主事養成 (全体)	5月下旬	建築基準適合判定資格者検定の受検を検討している職員及び受検資格(一級建築士試験に合格しており、審査実務を2年以上経験等)を有する職員
児童相談所関連研修		
児童家庭福祉 I	5/21(火)・22(水)	子ども家庭支援センターを含む子ども家庭福祉行政に携わる職員等(心理職を含む)
司法面接①	5/9(木)・10(金)	子ども家庭支援センターを含む福祉関連施設等に勤務する心理職、児童福祉司任用前講習会・指定講習会修了者、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上①	5/14(火)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話による ポジティブ・アプローチ①	5/21(火)・22(水)	係長級以下の職員 ★主任の職員
説明力・交渉力強化①	5/15(水)・16(木)	係長級以下の職員 ★区民対応などの業務を円滑に行うため、分かりやすい説明や交渉力を身に付けたい主任以下の職員
協働型リーダーシップ①	5/29(水)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・同僚・後輩との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
メンタルヘルス マネジメント①	5/31(金)	係長級の職員 ★メンタルヘルスについての正しい知識とメンタルヘルス不調の予防や早期発見・早期対応方法等のマネジメント知識を身に付けたい係長級の職員

※紙面の都合上、5月に実施する研修の一部を紹介しています。(一部、4月、6月に実施する研修を含む)

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限(研修実施日より一ヶ月程度前)については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ(<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujo/index.html>)もご覧ください。(特別区職員研修所)

特別区職員研修所

「特別区職員ハンドブック2019」を発行しました

○「特別区職員ハンドブック2019」構成

巻頭論文	「平成12年改革」後の特別区 大森彌東京大学名誉教授 著
第Ⅰ編 特別区と区政	第1章 23区のすがた
	第2章 23区の現況
	第3章 区民のくらしと区政
	第4章 人権
第Ⅱ編 自治制度と特別区	第1章 地方自治制度
	第2章 地方税財政制度
	第3章 地方分権
	第4章 特別区制度の沿革
第Ⅲ編 組織と仕事	第1章 組織と職員
	第2章 区政の運営
	第3章 人事
	第4章 財務
	第5章 文書

○販売先等

販売先	お問い合わせ先
特別区自治情報・交流センター	03 - 5210 - 9051
八重洲ブックセンター 本店	03 - 3281 - 1811
くまざわ書店 都庁店	03 - 5320 - 7537
株式会社ぎょうせい	0120 - 953 - 431

※電子書籍の販売は、株式会社ぎょうせいにお問い合わせください。

特別区職員研修所では、共同研修の充実・強化を図るとともに、23区の人材育成を支援する調査研究事業を行っています。特別区職員ハンドブックは、調査研究事業の一環として、2年に一度、23区の主幹課長会等のご協力のもと、内容の見直しを行っています。

この度、平成31年3月に「特別区職員ハンドブック2019」を発行しました。

「特別区職員ハンドブック2019」は、大森彌東京大学名誉教授の巻頭論文をはじめ、23区を取り巻く最新動向、地方自治・税財政制度、特別区制度の沿革、仕事の進め方等、23区の職員として押さえておきたい基礎知識を網羅した内容となっています。



定価 本体800円+税

特に今回は、入区5年未満の職員をメインターゲットに設定し、より読みやすく理解しやすい内容に編集しています。さらに、隙間時間の学習に活用できるよう電子書籍[※]も発行しています。

特別区職員ハンドブックは、職員はもとより、23区について知りたい方にも、おすすめできる一冊です。この機会にぜひ手に取ってご覧ください。

(特別区職員研修所)



展示の様子

「青森の歴史を知ることができてよかった。」「三内丸山遺跡へ行ってみたい。」等の感想をいただきました。

また、展示期間中の関連イベントとして、平成31年1月24日(木)には青森県の特産品の販売

今回の展示では、縄文遺跡群の世界遺産登録を目指した動きを中心に、青森県の様々な魅力を紹介したパネル等を掲載しました。また、青森県市町村のパネルレットの提供や自治体PR動画も上映しました。

展示物を見た来場者からは、



VR体験の様子



特産品販売の様子

特別区長会と連携協力協定を締結した青森県市長会、青森県町村会との連携事業として、青森県市町村の紹介展示を行いました。平成31年1月8日(火)から2月14日(木)まで、東京区政会館1階にて開催しました。

やVR(ヴァーチャルリアリティ)体験イベントを開催し、多くの方で賑わいました。

青森県市町村の素晴らしさや魅力を発見し、交流を深めていただくきっかけとなる展示となりました。

(特別区長会事務局・特別区協議会事業部)

平成30年度 特別区全国連携プロジェクト
第2回全国連携展示(青森県市町村)
「縄文の大地 青森の魅力」を開催しました

平成31年度特別区職員 採用試験・選考実施日程発表

特別区人事委員会は、1月16日（水）に平成31年度（2019年度）特別区職員採用試験・選考の実施日程を発表しました。

来年度は、Ⅰ類採用試験【土木・建築新方式】の試験日程を前倒しし、Ⅰ類採用試験【一般方式】と同日に実施することになりました。Ⅰ類採用試験【一般方式】【土木・建築新方式】の試験案内は、3月19日（火）から各区役所及び特別区人事委員会事務局で配布を始め、申込受付を開始します。第1次試験は、5月5日（日）に実施し、最終合格発表は、技術系試験区分が7月29日（月）、その他の試験区分は8月5日（月）に行います。技術系試験区分は、人材確保のため、その他の試験区分より最終合格発表を1週間早めています。

経験者採用試験・選考の第1次試験・選考は9月1日（日）に、また、Ⅲ類採用試験、障害者を対象とする採用選考の第1次試験・選考は、9月8日（日）に実施します。

Ⅲ類採用試験、経験者採用試験・選考、障害者を対象とする採用選考の最終合格発表は、11月15日（金）に行います。

実施する試験・選考区分、採用予定数等の詳細については、各採用試験・選考案内で発表します。

（特別区人事委員会事務局）

平成31年度 特別区職員採用試験・選考 実施日程

項目	Ⅰ類採用試験 【一般方式】	Ⅰ類採用試験 【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考	障害者を 対象とする採用選考
告示	3月19日（火）		6月20日（木）	6月20日（木）	6月20日（木）
インターネット 申込受付	3月19日（火）～ 4月4日（木）		6月20日（木）～ 7月25日（木）	6月20日（木）～ 7月25日（木）	6月20日（木）～ 7月25日（木）
第1次試験・選考	5月5日（日）		9月8日（日）	9月1日（日）	9月8日（日）
1次合格発表	6月28日（金）		10月18日（金）	10月18日（金）	10月9日（水）
第2次試験・選考	7月9日（火）～ 7月22日（月）		10月28日（月）～ 10月29日（火）	10月27日（日）・ 11月2日（土）～ 11月4日（月）	10月30日（水）～ 11月1日（金）
最終合格発表	7月29日（月）（技術系） 8月5日（月）（技術系以外）	7月29日（月）	11月15日（金）	11月15日（金）	11月15日（金）

※技術系・・・土木造園（土木）・土木造園（造園）・建築・機械・電気

平成31年第1回特別区人事・厚生事務組合 議定会例会の結果

2月15日（金）に第1回定例会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- 予算案件
- 平成30年度特別区人事・厚生事務組合一般会計補正予算（第2号）（可決）
 - 平成31年度特別区人事・厚生事務組合一般会計予算（可決）
 - 平成31年度特別区人事・厚生事務組合経費分担金について（可決）
- 条例案件
- 特別区立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（可決）
 - 特別区人事・厚生事務組合保護施設条例の一部を改正する条例（可決）
 - 特別区人事・厚生事務組合宿泊所条例の一部を改正する条例（可決）

契約等案件

- 特別区人事・厚生事務組合保護施設の指定管理者の指定について（可決）
- 特別区人事・厚生事務組合宿泊所の指定管理者の指定について（可決）

人事案件

- 特別区人事・厚生事務組合監査委員の選任について（選任同意）
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員長の選任について（選任同意）
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員長の選任について（選任同意）
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員長の選任について（選任同意）
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員長の選任について（選任同意）

●本定例会で選任された監査委員

氏名	就任年月日	備考
川崎 亨	平成31年2月16日	前中野区副区長（新任）

●本定例会で選任された教育委員会教育長

氏名	就任予定年月日	備考
塩澤 雄一	平成31年4月1日	葛飾区教育委員会教育長（新任）

●本定例会で選任された教育委員会委員

氏名	就任予定年月日	備考
堀 患子	平成31年4月1日	世田谷区教育委員会教育長（新任）
河口 浩	平成31年4月1日	練馬区教育委員会教育長（新任）

（特別区人事・厚生事務組合総務部）

**平成31年度
特別区長会予算概要**

平成31年度特別区長会予算が、2月15日（金）開催の区長会総会で議決されました。収入支予算額は、1億8386万6千円、主な内容は次のとおりです。

収入

特別区分担金4600万円、東京都区市町村振興協会助成金1億2812万1千円、前年度繰越金974万4千円、雑収入1千円です。

支出

事務局の管理事務経費3461万8千円（事務室使用、ネットワーク共同利用に係る負担金等）、区長会運営経費1億4824万8千円（区長会の会議等の運営305万9千円、特別区の行財政に関する調査研究994万6千円、国・都等との連絡調整及び区長会・市長会・町村会共同事業1192万2千円、特別区全国連携プロジェクト事業1億2332万1千円）、予備費100万円です。

（特別区長会事務局）

**平成31年度
特別区議会議長会予算概要**

平成31年度特別区議会議長会予算が、1月18日（金）開催の議長会総会で決定されました。収入支予算額は1131万2千円で、主な内容は次のとおりです。

収入

特別区分担金621万円、東京都区市町村振興協会助成金180万円、前年度繰越金330万円などです。

支出

事務局の管理事務経費等327万円、議長会等運営・調査研究・区政振興費584万2千円などです。

（特別区議会議長会事務局）

**平成31年第1回東京二十三区清掃
一部事務組合議会定例会の結果**

2月26日（火）に第1回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〔審議結果〕

- 平成30年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）（可決）
- 光が丘清掃工場建替工事請負契約の契約変更について（可決）
- 目黒清掃工場建替工事請負契約の契約変更について（可決）
- 平成31年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算（可決）
- 平成31年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について（可決）
- （東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局）

**平成31年第1回特別区
競馬組合議会定例会の結果**

2月18日（月）に第1回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〔審議結果〕

- 平成30年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）（可決）
- 平成31年度特別区競馬組合一般会計予算（可決）
- （特別区競馬組合議会事務局）

**平成31年2月
区長会・議長会の主な案件等**

区長会

2.15

- 「3つのシテイ」の実現に向けた政策の強化（2019年度）～2020年に向けた実行プランについて
- 東京都地域防災計画（火山編）の修正について
- 区市町村庁舎の非常用電源の設置等に対する支援について
- 東京都オリピック・パラリンピック準備局からの情報提供等について
- 認知症検診推進事業について
- 多子世帯に対する新たな支援について
- 平成31年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（最終案）
- 各団体議会等提出予定案件及び予算概要について
- 児童相談所の移管準備に係る検討について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 児童相談所等での経験を求める採用制度の導入について
- 2020年度全国市長会要望事項の取りまとめについて
- 地方分権改革への対応について
- 都区協議会及び意見交換会の概要について
- 特別区全国連携プロジェクトについて
- 平成31年度特別区長会予算（案）について
- 東京都市区長会役員会の概要について
- オール東京62市区町村共同事業推進会議の概要について
- 東京都区市町村振興協会理事会の概要について
- （特別区長会事務局）

議長会

2.18

- オール東京62市区町村共同事業推進会議について
- 特別区協議会理事会議決結果について
- 都区協議会及び意見交換会の概要について
- 特別区長会調査研究機構について
- 全国市議会議長会評議員会の概要について
- 市議会議員共済会理事会・代議員会の概要について
- 議長会の活動概要と次期への申し送りについて
- （特別区議会議長会事務局）



TOKYO
METROPOLITAN
UNIVERSITY

首都大学東京オープンユニバーシティ 飯田橋キャンパスより 4月開講講座のご案内です！！

●メンタルヘルス

【講座コード：1911A004】

ストレス一日決算主義のすすめ

現代はストレス社会。生きている以上、ストレス・ゼロという状況はありえないのです。そこで大切なのは、ストレスと上手につきあっていこうという考え方です。「ストレスは人生のスパイス」というのは、セリエ博士の名言です。仕事でも、家事でも、ある程度のストレスがあるほうが、ヤル気がでるのです。だからこそ、ストレスからは逃げない、ためない。それがキーワードになるのです。ストレス時代のヘルシーライフ、ストレス一日決算主義の考えを紹介します。

講師：山本 晴義（やまもと はるよし）
横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長
日程：4/26・5/10 金曜2回
時間：18：30～20：00
受講料：5,000円
場所：飯田橋キャンパス（東京区政会館3階）

●働きやすい職場づくりのためのアンガーマネジメント 【講座コード：1911E001】

自分も職場も元気になるヒントは怒りのコントロール！

私たちは「感情」を持っています。感情の中でも特に強いパワーを持っている「怒り」は、扱い方を間違えると知らないうちに自分も相手も傷つけている場合があるのです。アンガーマネジメントとは、「怒り」の感情をマネジメントする（上手に付き合う）感情理解教育プログラムです。職場で最高のパフォーマンスを発揮するためにも、まずは無駄な怒りにとらわれない自分になり、さらにはより良い人間関係構築につながるヒントを学んでみませんか。

※グループワークがあります。

※第2回（4/22）の参加は、第1回（4/15）のご出席が必須となります。あらかじめご了承ください。

講師：岡田 有加（おかだ ゆか）
（一社）日本アンガーマネジメント協会
公認シニアファシリテーター
日程：4/15・4/22 月曜2回
時間：19：00～20：30
受講料：5,000円
場所：飯田橋キャンパス（東京区政会館3階）

* 講座の概要については、首都大学東京オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方はお申込みの際、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

首都大学東京オープンユニバーシティ事務室 <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>

Tel.03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。

特別区人事・厚生事務組合 平成31年度予算概要

平成31年度の特別区人事・厚生事務組合予算は、2月15日に開催された平成31年第1回特別区人事・厚生事務組合議会定例会で議決されました。

本年度予算は、①一部事務組合の限られた財源を前提に、事業費のみでなく人件費を含めたフルコストを念頭に、事務執行体制及び経費の最適化に努め、②各区分担金と、同収入を財源とする各事業経費との均衡を図ることに重点を置いて編成しました。

予算額は、83億2,582万5千円、対前年度比1億5,930万1千円、2・0%の増となりました（表1）。主な理由は、厚生関係施設に係る指定管理施設運営費の増及び職員人件費の増によるものです。

【歳入】
主要な財源である特別区分担金は、総額43億2,239万3千円、対前年度比4億3,739万7千円、11・3%の増です。

各区均等の分担金のうち、人事事務分担金及び厚生事務分担金が増額となりました。人事事務分担金は、人事委員会経費やシステム関連経費の増による増額です。厚生事務分担金は、更生施設及び宿泊所職員の加配並びに救護施設転換を見据えた検討体制の強化による職員人件費の増等によるものです（表2）。

都支出金については、路上生活

者数の減による国庫支出金（都を経由して交付）の減及び厚生関係施設利用者支援事業に係る補助金の減に伴い減額となりました。また、諸収入のうち受託事務収入については、更生施設入所者数の実績を勘案して減額となりました。その他、厚生関係施設再編整備計画に基づく新幸荘改修工事経費に充てるため、組合債1億8,340万円を計上しました。

【歳出】
事業別歳出の主な内容は次のとおりです。

○総務管理
21億4,253万8千円（対前年度比 3,722万円、1・8%の増）

一般管理事務に要する経費、人事事務従事職員の人件費及び退職手当を計上しました。人事給与システムの再構築に伴う経費の増等により、増額となりました。

○職員研修
3億7,139万5千円（対前年度比 2,587万7千円、0・7%の増）

共同研修の実施及び調査研究に要する経費並びに研修事務従事職員の人件費を計上しました。職層研修、専門研修の受講予定者数に基づく研修実施回数の増等により、増額となりました。

○人事委員会運営
2億6,152万3千円（対前年度比 1,753万1千円、7・2%の増）

特別区職員採用試験・選考及び給与調査等に要する経費を計上しました。経験者採用制度の見直しに伴うシステム改修及び会場借上

等諸経費の増等により、増額となりました。

○厚生関係施設運営
29億7,993万円（対前年度比 8,983万2千円、3・1%の増）

厚生関係施設の運営及び整備に

表1 平成31年度 特別区人事・厚生事務組合 歳入歳出予算

(単位：千円)

	31年度予算額	前年度予算額	比較増減額	増減率
一般会計	8,325,825	8,166,524	159,301	2.0%

表2 平成31年度 特別区分担金

(単位：千円)

	種別	予算額	1区あたり	比較増減額	増減率
均等	人事事務分担金	1,818,564	79,068	55,200	3.1%
	厚生事務分担金	2,045,850	88,950	358,800	21.3%
	教育事務分担金	45,816	1,992	0	0.0%
	特別区職員公務災害見舞金分担金	23,000	1,000	0	0.0%
	共同研修事務分担金（均等割）	99,843	4,341	0	0.0%
その他	非常勤職員公務災害補償分担金	66,127	平均 2,875	4	0.0%
	共同研修事務分担金（参加者割）	223,193	平均 9,704	23,393	11.7%
合計		4,322,393	平均 187,930	437,397	11.3%

要する経費並びに厚生事務従事職員の人件費を計上しました。施設職員の加配及び宿泊所から宿所提供施設への転換等による指定管理料の増の他、更生施設の種別転換に向けた検討体制の強化を目的とした職員人件費の増等により、増額となりました。一方で、都の補助金を活用して実施していた利用者支援事業の大幅な見直しを行い、経費の抑制を図りました。

また、施設整備事業経費は、厚生関係施設の再編整備事業に係る支出の少ない年度に当たするため、減額となりました。

○路上生活者対策

18億6703万4千円（対前年度比 775万9千円、0・4%の減）

都区共同事業である自立支援事業、巡回相談事業、地域生活継続支援事業及び支援付地域生活移行事業に要する経費を計上しました。支援付地域生活移行事業を全てのブロックに拡大することから増額となる一方、自立支援事業経費については、自立支援住宅の常時確保戸数の精査等により減となりました。

○教育事務

5492万3千円（対前年度比180万3千円、3・2%の減）

特別区立幼稚園教員の採用選考、昇任選考、研修事務に要する経費及び教育事務従事職員の人件

費を計上しました。経費全般の精査により減となりました。

○組借元利償還

3億6466万6千円（対前年度比 2265万4千円、6・6%の増）

組借の元金及び利子の償還金を計上しました。厚生関係施設再編整備計画に沿って実施している改築・改修等工事は、その費用の大部分を起債により賄っており、平成27年度及び平成28年度借入分の元金償還金を新規計上したことにより増額となりました。

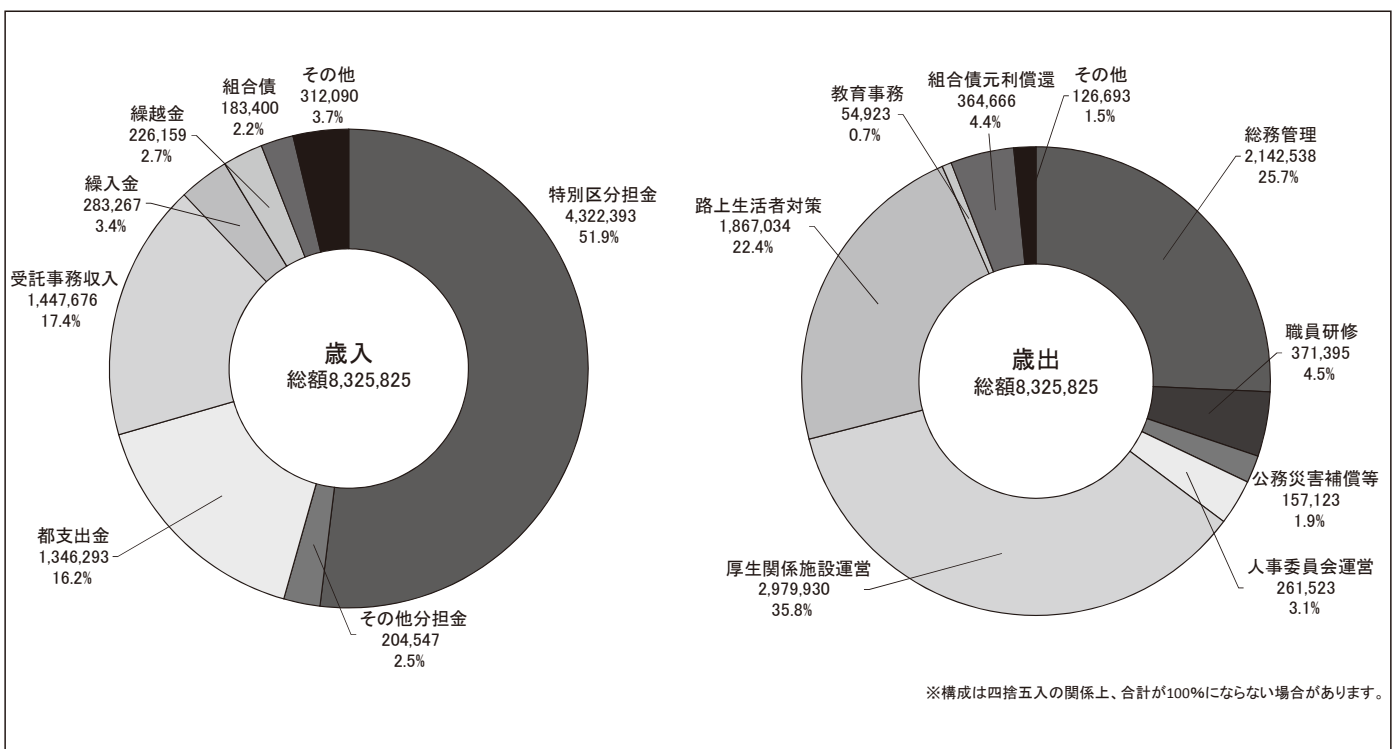
（特別区人事・厚生事務組合総務部）

特別区分担金及び歳出額の推移（当初予算比較）（単位：千円）

	特別区分担金		歳出	
	予算額	対前年度比	予算額	対前年度比
27年度	4,614,940	34.8%	8,750,934	7.9%
28年度	3,680,287	△20.3%	7,932,641	△9.4%
29年度	3,817,262	3.7%	8,357,031	5.3%
30年度	3,884,996	1.8%	8,166,524	△2.3%
31年度	4,322,393	11.3%	8,325,825	2.0%

一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）



公益財団法人特別区協議会 平成31年度予算概要

平成31年度の公益財団法人特別区協議会予算は、2月15日に開催された平成30年度第5回公益財団法人特別区協議会理事会において、平成31年度事業計画とともに議決されました。

本予算は、公益財団法人として健全な法人運営を遂行するとともに、限られた財源の中で各事業の実績や課題、優先度及び予算の妥当性を検証し、より効率的・効果的な事業運営に努めることを基本とし、事業計画に沿って編成しました。

収入総額は19億6844万6千円（対前年度比2億731万8千円の増）、支出総額は20億3363万8千円（対前年度比2億5796万円の増）となりました（表1）。

支出増の主な理由は、特別区長会調査研究機構の事務局事務受託による増で1億1556万3千円、（仮称）東京区政会館別館建設に伴う実施設計による増で1億800万5千円、いずれも、公益財団法人東京都区市町村振興協会の助成金を財源とするものです。主な事業内容は次のとおりです。

公益目的事業会計

収入17億7969万8千円
支出18億6924万4千円

（公1事業）

特別区の自治に関する調査研究

及び普及啓発事業並びに特別区民等の住民福祉の向上に資する知識、教養の普及に関する事業

各区からの分担金（1区あたり50万円）、公益財団法人東京都区市町村振興協会からの助成金及び収益事業等会計からの繰入金等を財源に、以下のような事業を実施します。

(1) 特別区制度の調査研究事業
今後の特別区のあり方等の検討に関する助言を得るため、特別区制度懇談会を引き続き実施します。

また、特別区長会調査研究機構の事務局事務を受託し、特別区及び地方行政に関わる課題について、特別区と連携し、調査研究を行います。

その他、特別区の事務事業に係る法律上の紛争について調査研究し、情報提供します。

(2) 特別区の自治に関する情報提供事業

特別区自治情報・交流センターに特別区が発行する行政資料、特別区の自治制度や特別区政に関する資料をそろえ、来館者に提供するとともに、東京大都市地域に関する歴史的資料や統計情報についてもホームページで提供します。さらに、各区や区民が活用できるような取り組みを行います。

(3) 特別区の自治に関する普及活動事業

都民や特別区職員等を対象に、特別区の課題を中心とした講座等

表1 特別区協議会 平成31年度収支予算（資金ベース）（単位：千円）

会計名	平成31年度	平成30年度	増減額	増減率	主な増減理由
公益目的事業会計	1,779,698	1,567,067	212,631	13.6%	○特別区長会調査研究機構事務の受託に伴う助成金の増 ○（仮称）東京区政会館別館建設実施設計に伴う助成金の増
収益事業等会計	232,534	244,894	△12,360	△5.0%	○（仮称）東京区政会館別館建設予定地の一部転貸による減
法人会計	10,047	9,851	196	2.0%	○財産運用収入の増
内部取引消去	△53,833	△60,684	6,851	-	
計	1,968,446	1,761,128	207,318	11.8%	

会計名	平成31年度	平成30年度	増減額	増減率	主な増減理由
公益目的事業会計	1,869,244	1,609,175	260,069	16.2%	○特別区長会調査研究機構事務の実施経費の増 ○（仮称）東京区政会館別館実施設計経費の増 ○東京区政会館防災機能強化工事の減
収益事業等会計	194,251	203,988	△9,737	△4.8%	○租税公課の増 ○東京区政会館防災機能強化工事の減
法人会計	23,976	23,199	777	3.3%	
内部取引消去	△53,833	△60,684	6,851	-	
計	2,033,638	1,775,678	257,960	14.5%	

を開催します。また、区議会議員を対象に、地方自治や特別区の課題等をテーマにした講演会を実施します。

首都大学東京との共同事業については、オープンユニバーシティ講座を実施します。

東京区政会館の施設を活用した事業としては、特別区と他都市との交流を促進する事業を実施します。

また、都市交流事業の一環として行う特別区全国連携プロジェクトについては、特別区や特別区長会と連携し、自治体間連携講演会、魅力発信イベント等の開催を通じて特別区と他都市との相互理解・交流を促進する事業を行います。

その他、特別区政に関する情報を周知するため、各種刊行物を発行します。

(4) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」共同宣言に沿って、温室効果ガス標準算定手法に基づく各区排出量の算出などを行います。

(5) 企画広報事業
当協議会や東京区政会館入居団体の事業を周知するため、「区政会館だより」を毎月発行します。

ホームページについては、当協議会の事業や法人運営等に関する情報をわかりやすく、魅力的に発信します。

その他、地方行財政調査会の会

員となり、行財政データ等を23区に提供します。

(公2)事業

特別区有物件の火災等による損害の補てん事業

特別区が所有する財産等を対象とする火災共済事業を行います。補てんの対象は、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、雪災及び土砂崩れによる損害で、各区からの保険料収入及び積立金で運営しています。

(公3)事業

東京区政会館等の管理運営事業

特別区の共同事業の執行及び協議の場としての東京区政会館等の管理運営を行います。経費は、公団体等の入居団体の会館維持費負担金等により賄います。

飯田橋の東京区政会館については、中長期修繕計画に基づき、維持管理を行います。

特別区職員研修所としての活用を目的に整備計画を進めている(仮称)東京区政会館別館については、基本設計決定の後に実施計画に着手します。

また、引き続き、特別区職員研修所の仮移転先である秋葉原の分室を確保・提供します。

収益事業等会計

収入 2億3253万4千円
支出 1億9425万1千円

(収1)事業

東京区政会館の一部を商業テナントに賃貸する事業

商業テナントへの賃貸、地下駐車場の貸付、自動販売機等の設置に係る事業を行います。また、(仮称)東京区政会館別館着工までの間、建設予定地を駐車場として貸し付け、収入確保に努めます。

(他1)事業

特別区が連携して実施する事務を支援する事業

(1) 特別区自治体総合賠償責任保険事業

特別区の施設や業務に起因する事故に対する保険の契約や保険料に関する事務を行います。

(2) 自治調整資金立替事業

特別区の職員が職務上の任務に起因して発生した事件の解決に要する費用の一部を立て替えます。

(3) 軽自動車税受付業務手数料支払受託事業

軽自動車関係団体が各区に代わって行う軽自動車税申告書の受付業務等の手数料について、各区の負担金をとりまとめて支払います。

法人会計

収入 1004万7千円
支出 2397万6千円

評議員会や理事会などの会議開

催や監事報酬等の管理経費です。定時評議員会は年1回6月に、理事会は年4回開催予定です。

(特別区協議会総務部)

平成30年度 公益財団法人 特別区協議会 第5回理事会の結果

2月15日(金)に第5回理事会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

- 1 自治調整資金立替事業における利益相反取引について (承認)
- 2 特別区有物件火災共済金に関する債権放棄について (決定)
- 3 平成31年度事業計画 (決定)
- 4 平成31年度収支予算 (決定)
- 5 平成31年度資金調達及び設備投資の見込みについて (決定)
- 6 平成31年度資金の管理運用方針について (決定)
- 7 自治調整資金立替資金の返還免除の実施について(報告) (了承)
- 8 自治調整資金立替資金の返還免除の実施について(報告) (了承)
- 9 自治調整資金立替資金の返還免除の実施について(報告) (了承)

(特別区協議会総務部)

特別区競馬組合 平成31年度予算概要

平成31年度特別区競馬組合一般会計予算は、2月18日(月)に開催された平成31年第1回特別区競馬組合議会定例会で原案どおり議決されました。

平成31年度予算においては、大井競馬場の話題性の喚起や競走馬の能力向上、訪日外国人の利用者拡大、国際交流事業の深化などの施策に重点を置き、事業運営を進めます。より一層大井競馬と他の地方競馬の差別化を図り、国内外に大井競馬の魅力を広めていくことで、事業の継続的な発展を目指していきます。

大井競馬事業計画

①開催規模

96日(3日減)

開催日数は、前年度から3日減の年間96日開催、夜間開催(トゥインクルレース)は73日(前年度比1日減)、昼間開催は20日(同日減)、年末開催は3日(増減なし)を計画しています。

また、総利用人員は、14444万9450人、うち大井競馬場入場者数は60万3200人を見込んでいます。

②売得金額

約1300億円(6%増)

勝馬投票券の総売得金額は、1304億1948万、一日平均売得金額は、13億5853万円を見込んでいます。

大井競馬の事業運営方針

お客様の期待に応えつつ、23区への安定的な財政貢献を果たすため、「お客さまに、感動をもたらす競馬場」「魅力ある質の高い競走の提供」「大井競馬ブランドの強化」「安定的な収益の確保」「大井競馬発展に向けた積極的な取り組み」を基本方針とし、各種事業を行います。

重要振興策の実施

①大井競馬場の話題性の喚起

地域に親しまれる競馬場づくり及び都心のアミューズメントパークとして環境整備してきた大井競馬場の魅力を積極的に発信します。また、大井競馬場への来場促進を図るため夏期及び年末開催での大規模集客イベントの実施や、日本初の本馬場LED走路照明の演出により話題性を喚起します。

競馬場の話題を喚起することにより、インターネット発売の拡大に繋げていきます。

②競走馬の能力向上

強い馬づくりを推進するため、トレッドミル(屋内ランニングマシン)の増設及び練習用発馬機の更新等により、競走馬の能力が十分に発揮できるような環境作り、競走馬の能力向上をサポートすることで、競馬本来の楽しみである迫力あるレースの提供に努めます。

③訪日外国人の利用者の拡大

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、周辺アジア諸国に対し積極的なアプローチを実施し、近年増加する訪日外国人への対応を充実させることでインバウンド需要を取り込み、イルミネーションを含めた大

井競馬場の魅力を発信します。また、2019年に開催されるラグビーワールドカップ日本大会では、欧米豪等を中心として長期滞在型のインバウンド観光客が見込まれるため、東京の夜の楽しみを提供します。

平成31年度発売所別売得金額内訳 (単位：千円)

	夜間開催		昼間開催		年末開催		平成31年度合計			対前年度比(総額)
	日数	1日平均	日数	1日平均	日数	1日平均	日数	1日平均	金額	
大井本場	73日	120,267	20日	70,972	3日	398,173	96日	118,682	11,393,472	91.57%
オフト後楽園	73日	55,834	20日	40,328	3日	149,044	96日	55,516	5,329,566	90.20%
オフト汐留	73日	13,846	20日	10,001	3日	36,961	96日	13,767	1,321,645	88.20%
オフト京王閣	73日	4,852	20日	4,216	3日	15,127	96日	5,041	483,911	89.27%
オフトひたちなか	73日	6,180	20日	5,369	3日	19,265	96日	6,420	616,297	88.95%
オフト大郷	73日	4,786	20日	4,158	3日	14,921	96日	4,972	477,315	82.29%
新潟地区	73日	9,194	20日	7,988	3日	28,664	96日	9,551	916,936	93.34%
益田	73日	1,245	20日	1,081	3日	3,881	96日	1,293	124,141	90.68%
オフト伊勢崎	73日	2,704	20日	2,349	3日	8,430	96日	2,809	269,671	89.30%
山形地区	73日	8,733	20日	8,449	3日	18,593	96日	8,982	862,297	85.92%
浦和	73日	24,214	20日	20,146	3日	71,008	96日	24,829	2,383,560	81.77%
船橋	73日	27,778	20日	23,112	3日	81,460	96日	28,483	2,734,399	92.60%
川崎	73日	37,492	20日	31,193	3日	109,946	96日	38,444	3,690,600	94.56%
広域	73日	109,641	20日	101,895	3日	348,029	96日	115,477	11,085,778	97.98%
S P A T 4	73日	545,764	20日	483,350	3日	1,320,561	96日	556,974	53,469,467	113.09%
楽天	73日	159,128	20日	132,406	3日	355,604	96日	159,701	15,331,283	98.65%
JRAネット投票	41日	340,746	11日	223,112	1日	3,504,330	53日	376,022	19,929,149	132.52%
合計	73日	1,323,036	20日	1,069,725	3日	4,147,778	96日	1,358,536	130,419,487	106.00%

④国際交流事業の深化

長年築き上げてきたサンタアニタ競馬場との友好交流事業を更に深化させ、サンタアニタ競馬場で実施される重賞競走への大井競馬場所属馬の海外進出をサポートし、大井競馬場から海外に挑戦する強い馬の輩出を目指します。

平成31年度予算概要

平成31年度特別区競馬組合一般会計予算は、収益的収入139.5億3780万8千円、収益的支出136.5億9985万4千円、資本的収入3千円、資本的支出2億4694万円となっています。

平成31年度の主な事業と経費は以下のとおりです。

★競馬番組（賞典費）
（金額は概算）
約103億5620万円

年間1143競走を実施します。開催の特性に合わせて効果的に競馬番組を編成し、魅力ある競走を提供していきます。また、年末に行う東京大賞典競走には、一流外国馬を誘致し、競馬の国際化を推進します。

★広報活動

約20億7294万円

平成31年度の大井競馬は、前年度新たに獲得したお客様をリピーターとして迎えるため、施策のブラッシュアップを行い、新たな大井競馬の魅力を広げてい

きます。

また、ナイトレースとイルミネーションが融合した唯一無二のナイトスポットとして、国内外に幅広くアピールした広報活動を積極的に展開していきます。

★お客様サービス

約1億6523万円

大井競馬場に來場するお客様に快適に過ごしていただくために、初心者に向けたコンシェルジュカウンターを設置するなど、お客様のニーズに応えるサービスの提供に努め、ホスピタリティを更に高めることで、競馬場全体の魅力を上らせていきます。

★国際化にむけた取り組み

約3580万円

今後、国内で開催される国際的

なスポーツイベントを目的とする観光客に向け、多言語に対応した外国人向けサイト運営や外国語対応が可能なスタッフの配置、パンフレットの充実など、受け入れ環境を整備し、大井競馬場にインバウンド観光客を取り込んでいきます。

★在宅投票の拡大

約75億227万円

全国のお客様が大井競馬を楽しんでいただき、売上を増やすためには、在宅投票の利用拡大は必須となります。今後さらに売上の増加が見込める販売経路として、SPAT4・JRAネット投票・楽天競馬それぞれのシステムの特徴に応じた販売促進策を実施していきます。

★23区との連携・協力の推進

約1100万円

大井競馬への理解と協力を深め、競馬事業を通じて相互PRを図るため、東京メトロポリタンウィークの充実や各区広報誌の活用、特別区全国連携プロジェクトへの協力など、様々な形で23区との連携を強めていきます。

平成31年度は、引き続き公正且つ質の高い競走の実施に努めると同時に、各種振興策により一層大井競馬の魅力を高め、ナイトタイムにおける健全なスポーツエンターテインメントの提供に努めます。他の地方競馬とは異なる圧倒的な優位性を確立し、収益の最大化を図ることで、23区への安定的な財政貢献を果たしていきます。

（特別区競馬組合競馬事務局）

平成31年度特別区競馬組合一般会計予算（単位：千円）

1 収益的収入及び支出

款	項	31年度予算額	30年度予算額	比較増△減	前年度比
1	営業収益	139,308,969	131,482,876	7,826,093	106.0%
	1 競馬開催収益	131,981,590	124,634,073	7,347,517	105.9%
	2 場外業務収益	7,213,992	6,745,390	468,602	106.9%
	3 その他営業収益	113,387	103,413	9,974	109.6%
2	営業外収益	228,836	223,696	5,140	102.3%
3	特別利益	3	3	0	100.0%
	収入計	139,537,808	131,706,575	7,831,233	105.9%

支出

款	項	31年度予算額	30年度予算額	比較増△減	前年度比
1	営業費用	135,752,331	128,797,795	6,954,536	105.4%
	1 競馬開催費用	129,694,530	123,157,292	6,537,238	105.3%
	2 場間場外費用	5,360,835	5,018,194	342,641	106.8%
	3 一般管理費	235,127	191,816	43,311	122.6%
	4 償却費	461,839	430,493	31,346	107.3%
2	営業外費用	339,822	341,812	△1,990	99.4%
3	特別損失	7,701	11,283	△3,582	68.3%
4	予備費	500,000	500,000	0	100.0%
	支出計	136,599,854	129,650,890	6,948,964	105.4%

2 資本的収入及び支出

款	項	31年度予算額	30年度予算額	比較増△減	前年度比
1	資本的収入	3	3	0	100.0%
	収入計	3	3	0	100.0%

支出

款	項	31年度予算額	30年度予算額	比較増△減	前年度比
1	資本的支出	246,940	373,594	△126,654	66.1%
	支出計	246,940	373,594	△126,654	66.1%

東京二十三区清掃一部事務組合 平成31年度予算概要

平成31年度の東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算は、2月26日に開催された平成31年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会で議決されました。

平成31年度予算は、「一般廃棄物処理基本計画」の着実な実施と、「安全で安定的な中間処理」を持続可能なものとするために、これまで培った技術力による改善案を具現化させるなどの積極的な対応により、新たな課題に果敢に取り組むことを基本に編成しました。

その結果、予算総額は785億6600万円で、前年度当初予算と比較して66億2600万円、9・2%の増となりました(図1のとおり)。

これは歳出において、「施設整備費」が大幅な増となったことなどによるものです。

◆ 歳入 ◆

歳入予算においては、「特別区分担金」が330億円で、前年度に対して3億5000万円、1・1%の増となりました。

特定財源においては、「廃棄物処理手数料」が持込ごみ量の増により、前年度に対して3億2300万円、2・1%の増となりました。

また、「国庫支出金」は、主に建替工事に対する循環型社会形成推進交付金で、4年目となる光が

丘清掃工場分の増などにより、前年度に対して34億6300万円、177・5%の大幅な増となりました。

「組合債」においても、清掃工場の建替工事の進捗などにより、前年度に対して31億300万円、72・2%の大幅な増となりました。

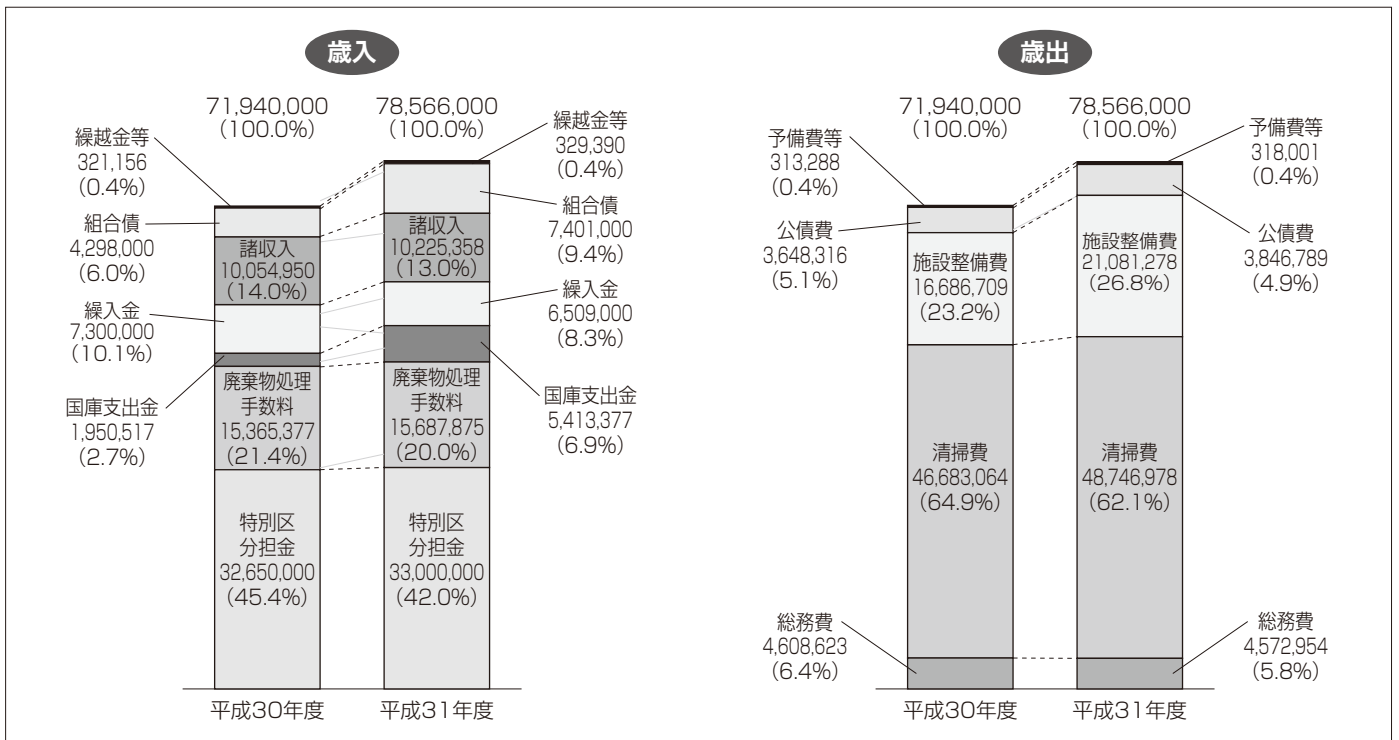
◆ 歳出 ◆

歳出予算においては、清掃工場の建設等に要する経費である「施設整備費」が、前年度に対して43億9400万円、26・3%の増となりました。これは、光が丘清掃工場建替工事の進捗により大きく増となったことによるものです。その他、清掃工場及び不燃ごみ処理施設の機能の維持及び向上を図る改修経費や、不燃・粗大ごみ処理施設の建設に要する経費を計上しました。

なお、「施設整備費」の概要は表1のとおりです。

清掃工場等の維持管理及び運営に要する経費である「清掃費」は、清掃工場で発電した電力を他の清掃一組の施設で使用する自己託送制度を開始することにより、電気料金を削減するなど経費削減に努めた上で、ごみ焼却主灰のセメント原料化の規模拡大に加え、新たに飛灰についても資源化の実証確認を開始するとともに、更なる予防保全として基幹設備である

図1 平成31年度 東京二十三区清掃一部事務組合 一般会計歳入歳出予算 (単位:千円)



区 分	整 備 内 容	事 業 費
清掃工場の建設	一般廃棄物処理基本計画に基づいた、清掃工場の建替え等に伴う経費 ○渋谷清掃工場（未買収用地の取得等） ○光が丘清掃工場（建替工事等） ○目黒清掃工場（建替工事等） ○北清掃工場（環境影響評価書案作成委託等）	15,813,088
清掃工場の延命化	一般廃棄物処理基本計画に基づいた、清掃工場の延命化工事に伴う経費 ○有明清掃工場（焼却設備外更新工事等）	1,738,887
清掃工場の施設整備	清掃工場の機能の維持及び向上を図る改修経費 ○公害監視設備整備（墨田、豊島清掃工場等） ○建築設備等整備（新江東、中央清掃工場等） ○その他設備整備（板橋、足立清掃工場等）	3,180,780
不燃・粗大ごみ処理施設の建設	一般廃棄物処理基本計画に基づいた、不燃・粗大ごみ処理施設の整備に伴う経費 ○中防不燃・粗大ごみ処理施設（環境影響評価書案作成委託）	49,609
不燃ごみ処理施設の整備	不燃ごみ処理施設の機能の維持及び向上を図る改修経費 ○中防不燃ごみ処理施設（その他ごみ金属除去整備工事）	294,365

ボイラ設備水管部分の整備工事、発電機精密点検、予備部品の事前調達などに取り組み、前年度に対して20億6400万円、4・4%の増となりました。

ある「公債費」は、新たな元金償還が始まることなどにより、前年度に対して1億9900万円、5・4%の増となりました。

(東京二十三区清掃一部事務組合 財政課)

23区のごみの中間処理に関する情報は「ごみれば23」で!!

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）では、清掃事業への理解を深めていただくためのパンフレット「ごみれば23」を毎年12月中旬に発行しています。

「ごみれば23」は、清掃一組が行うごみの中間処理に関する説明が中心となっていますが、ごみの収集・運搬や資源回収、3R、埋立処分場の状況など、23区で行われている清掃事業全体についても記載しています。また、子ども向けに「ごみれば23 kids」、外国の方向けに「Waste Report23」も発行しています。

清掃一組本庁舎、各清掃工場・中防処理施設管理事務所で配布しているほか、清掃一組ホームページでPDFデータやデジタルブックを閲覧できます。

この冊子が、循環型社会の形成をめざす清掃一組の事業や取り組み、そして、23区で行われている清掃事業の現状をご理解いただける手助けになればと思います。ぜひ一度、ご覧ください。

清掃一組ホームページアドレス
<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>
 または、検索サイトに

 と入力し、アクセスするんだドン!!



清掃一組キャラクター
「キングソーダイ」



「ごみれば」表紙
(左：一般向け、右：子ども向け)



2019年のトゥインクルレースは4月8日(月)から！

【2019年は日曜・祝日のトゥインクルレースが増えます！】

2019年の昼間開催も残すところ3月18日(月)～22日(金)のあと1回となりました。3月20日(水)は、4月からのクラシック戦線を占う上での最重要レース「京浜盃」(SII)が行われ、3歳トップクラスの馬たちが勢揃いします。21日(木祝)の春分の日も開催しますので、平日昼間にお越しになれない方も、お楽しみいただけます。



昼間開催が終了すると、トゥインクルレース(ナイター開催)が4月8日(月)から始まります。2019年度の開催日数は96日間で、トゥインクルレースは4月から12月までの73日間を予定しています。今年は、幅広い層のお客様に大井競馬場へご来場頂けるようトゥインクルレース期間中の日曜・祝日の開催日が増えます。この機会にぜひお越しください。

詳しくはTCKホームページ<<http://www.tokyocitykeiba.com/>>をご覧ください。

【馬だけでなくジョッキーも注目！】

レースの主役は馬ではありません。サラブレッドを導くジョッキーにも注目です。競馬は馬7、騎手3という言葉があるほど、ジョッキーの重要度が高いと一般的に言われています。スタートの技術、レースでの位置取りや駆け引きなど、1度のレースに様々な見どころが詰まっています。

大井競馬には2019年2月現在で36人のジョッキーが所属しています。昨年の大井競馬勝利数1位の矢野貴之騎手、長身を生かしたダイナミックな騎乗が魅力の真島大輔騎手、若手NO.1との呼び声が高い笹川翼騎手、天才と呼ばれ数々の大レースを制してきた御神本訓史騎手、そして現在62歳で地方競馬通算勝利数の日本記録を更新した的場文男騎手など、若手からベテランまで様々な個性を持ったジョッキーが所属しています。また、大井競馬のジョッキーは競馬界でも屈指のイケメン揃いですので、その点にもご注目ください。



<矢野貴之騎手>

<真島大輔騎手>

<笹川翼騎手>

<御神本訓史騎手>

<的場文男騎手>

昨年の大井競馬勝利数上位5人のジョッキー

(特別区競馬組合開催サービス課)

開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
17	1/21~25	6,107,261,170円	612,269人	1,221,452,230円	122,454人	9,970人	119.1%	112.0%	106.2%

